

# 平成21年度児童健全育成対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

(平成20年度予算額)

(平成21年度予算案)

291,410百万円 → 291,756百万円

## 1. 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

23,453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 17,622百万円

○ 放課後児童健全育成事業費

・ か所数 20,000クラブ → 24,153クラブ

(+4,153クラブについては年度途中開所分)

(2) 放課後児童クラブ整備費等（ハード事業） 5,668百万円

○ 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増及び単価の増を図る。

か所数 300か所 → 394か所

単価 12,500千円 → 21,124千円

○ 改修費及び設備費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業】

・ 大規模クラブの解消を図るための改修、既存施設（学校の余裕教室等）を改修して放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。

・ 既存施設（学校の余裕教室等）において新たに放課後児童クラブを実施する際の児童のロッカー等を購入する場合の費用（設備費）の補助を行う。

か所数 2,835か所 → 5,268か所

(参考) 平成20年度第2次補正予算案に計上の「安心こども基金(1,000億円)」に、放課後児童クラブの設置促進にかかる経費についても計上

(3) 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進 163百万円

両事業の効率的な運営方法を協議する委員会や、一体的な活動を促すコーディネーターの設置、指導者（員）研修を実施する。

**2. 放課後等の子どもの遊び場づくりの推進**

○ 児童館、児童センターの整備 846百万円

- ・ 児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした児童館、児童センターの整備費について、単価の増を図る。

小型児童館

単価 31,105千円 → 35,561千円

児童センター

単価 46,859千円 → 51,316千円

**3. 地域における子どもの健全育成や子育て家庭への支援の充実**

(1) 地域における子育て支援拠点の拡充 10,193百万円

- ・ 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）について、身近な場所への設置促進を図る。

7,025 か所 → 7,100 か所

- ・ ひろば型のうち、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り子育て家庭へのきめ細かな支援を行い機能拡充を図るものについて、以下の単価を設定する。

(従来型) (機能拡充型)

3～4日型単価 3,556千円 → 4,787千円

5日型単価 4,355千円 → 7,390千円

6～7日型単価 5,154千円 → 7,881千円

(2) 民間児童厚生施設等の活動の推進 1,215百万円

① 児童館、児童センター等の活動の推進

- ・ 民間児童館等が行う文化、創作、体力増進等の活動を推進する。

② 児童福祉施設併設型民間児童館事業の推進

- ・ 民間の児童福祉施設に児童館を併設し、児童福祉施設の専門的な養育機能を活用した事業を実施する。

(3) 母親クラブ、子育てサークル等の育成支援 180百万円

- ・ 子どもを事故や犯罪から守るための活動をはじめ、親子・高齢者との交流活動、子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを積極的に地域で実施する自主的グループへの支援を行う。

(4) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 122百万円

- ・ すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会い・ふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。  
また、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等を実施する。

(5) 子どもの健全育成、次世代育成支援等に資する特色のある取組への支援 900百万円

- ・ 各都道府県、市町村における子どもの健全育成や次世代育成支援等に資する先駆的な事業や全国的に新たな事業展開が期待できる取組等について、単年度を原則として支援【定額10／10相当補助】する。

4. 児童手当国庫負担金

252,300百万円

○ 児童手当の内容（現行どおり）

- ・ 支給対象：小学校修了までの児童（12歳に到達後の最初の年度末まで）
- ・ 支給月額：0歳から3歳未満 一律 10,000円  
3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 5,000円  
第3子以降 10,000円